

## 第4.3章

# ゾーニング及びコンパートメント化 改正案 -概要-

# 第4.3章の構成

- 第1条 序論(目的)
- 第2条 総論(当局の役割、方法、業界の役割)
- 第3条 明確化及び設置のための原則
- 第4条 清浄地域
- 第5条 汚染地域
- 第6条 防護地域
- 第7条 封じ込め地域
- 第8条 貿易国による相互認証

# 改正案のポイント

## 第1条 序論(目的)

→他の章で言及されている事項を削除する等の修正を実施

## 第2条 総論(当局の役割、方法、業界の役割)

→移動証明が常に必要となるとは限らないことから「必要に応じ」  
移動証明を求める旨を明確化

## 第3条 明確化及び設置のための原則

→animalをcommodityにする等、表記統一の観点から修正

## 第4条 清浄地域

→清浄性確認のためのサーベイランスに、ベクターを追加

# 改正案のポイント

## 第5条 汚染地域

→disease をinfection and infestationにするなど、用語の整理に伴う修正

## 第6条 防護地域

→リスクが急速に上昇した場合等の緊急時の防護地域の考え方を追加

## 第7条 封じ込め地域

→疫学関連のない複数の封じ込め地域の設定が可能である旨を確認。無病証明のために必要な期間は「疾病コントロール対策が講じられてから」少なくとも潜伏期間の2倍である旨を明記

## 第8条 貿易国による相互認証

→SPS協定に関する記述を削除する等、校正的観点からの修正

# 第1条 序論

## ○本章の目的

- 領土内で特定の衛生ステイタスを有するサブ個体群※に対する、ゾーニング及びコンパートメント化の原理を勧告する。
- 貿易相手に認識させる工程を示す。

## ○ゾーニングとコンパートメント化の目的と見込まれる効果等

- 国全域の清浄ステイタスを確率・維持することを最終目標とすべきであるが、それが困難である場合に疾病管理・国際貿易を目的として、特定の衛生ステイタスを有するサブ個体群を確率・維持することが国益となる。
- **ゾーニング**: 地理学的根拠に基づき明確化させるサブ個体群に適用。特定の地域の資源を有効に利用できる。
- **コンパートメント**: バイオセキュリティ関連の管理・畜産活動によって明確化されるサブ個体群に適用。地理的には達成できない機能的隔離を、バイオセキュリティで達成できる。
- 空間的配慮・バイオセキュリティ計画の適正管理が重要。
- 疾病が地域特異的である国においては、清浄地域の確立は疾病の進行制御と根絶を促進する場合もある。
- 領土内に複数の地域又はコンパートメントを持つことができる。

※サブ個体群; 特定の共通の動物衛生上の特性によって鑑別可能な明瞭な部分個体群

# 第2条 総論

下線が追加部分

## ○適用方法

- 動物の個体識別、トレーサビリティ、公的管理プログラム、サーベイランス等の関連章の勧告に従ってサブ個体群を定義する。
- 地域（ゾーニングによる）及びコンパートメントの動物衛生ステータスの確率・維持のための方法は、疾病の疫学及び環境要因で決まる。
- バイオセキュリティ及びサーベイランスが不可欠であり、業界と獣医サービスの協力でなされる。

## 第2条 総論(続き)

下線が追加部分

### ○役割と責任

- 獣医当局は必要かつ利用可能な資源の評価を行う。  
→人的・財政的資源、獣医サービス(サーベイランス・診断・ワクチン接種・治療・ベクター防御)及び業界の生産体制の技術的能力
- 輸入・動物及び動物産物の地域・コンパートメントへの移動が衛生措置・バイオセキュリティの対象となる。
- 獣医サービス：必要に応じて移動証明を発行し、施設・バイオセキュリティ措置・記録・サーベイランス法について文書化された定期査察を実施し、サーベイランス・報告・ワクチン接種・診断検査を実施、監査する。
- 関連業界： バイオセキュリティ・動物及び人の移動の文書化と記録・品質保証・改善措置の文書化・サーベイランス・迅速な報告・記録の維持

# 第3条 明確化及び設置のための原則

追加、削除

## ○明確化のための原則

1. 地域の範囲と境界は、自然・人工的・法的境界に基づいて獣医当局が設置し、公表する。
2. コンパートメントを定める要素は、獣医当局が設定し、関係業界に伝える。
3. 他の動物や疾病リスク源となる全ての要素からの疫学的隔離によって、地域・コンパートメントの動物(群)であることが認識できる。
4. 地域・コンパートメントの関連動物動物物品の移動は追跡可能な方法で同定され、有効な個体識別精度の存在が前提条件である。
5. コンパートメント化のためのバイオセキュリティ計画に記載：  
関連業界と獣医当局の協力・責任、標準的な業務手続、動物・動物産物の移動管理/生産記録、飼料原料/サーベイランス結果/出生・死亡記録/訪問者履歴/罹患・死亡率/治療/ワクチン接種/研修記録等の基準



# 第4条 清浄地域

追加

- 清浄地域：  
特定の感染又は外寄生が動物の個体群に発生していないことが陸生コードの関連する要件に従って示されている地域
- 清浄ステータスの獲得・維持のために、地域内・境界において病原体特異的な及びベクターの継続的サーベイランス・バイオセキュリティ・衛生措置が必要となる場合がある。
- 継続的サーベイランスが特定の感染又は外寄生の発生がないことを示していれば、清浄ステータスが維持できる。

# 第5条 汚染地域

追加、削除

- 汚染地域：  
感染又は外寄生が診断されている地域又はそのように関連の陸生コードにおいて定義されている地域のいずれか。
- 感染又は外寄生が診断されている汚染地域は
  1. 感染又は外寄生が存在している地域で、同国内の残りの地域が清浄である場合
  2. 感染又は外寄生が侵入した清浄国・地域内の地域で、他の部分には侵入していない場合
- 汚染地域の中で又は清浄地域での発生後に清浄ステータスに復帰するためには、関連章中の勧告に従う。

# 第6条 防護地域

追加、削除

- 防護地域：

清浄国又は清浄地域の動物個体群の動物衛生ステイタスを、異なる動物衛生ステイタスの隣接する近隣の国又は地域からの特定の感染又は外寄生の病原体の侵入から保護する目的で設置。清浄地域の内部・外部又は清浄国の内部に設置できる。
- 防護地域ではバイオセキュリティ・衛生措置が講じられており、他の動物個体群から明瞭に区別するために動物個体識別及びトレーサビリティのほか、以下が措置される。
  1. ワクチン接種
  2. 移動動物の検査・ワクチン接種
  3. 試料の取り扱い、送付、検査の具体的手続
  4. 車両／船舶、動物産品、飼料又は飼葉輸送用車両及び当該地域への又はからの移動のための現実的な輸送経路の消毒手順を含むバイオセキュリティの強化
  5. 野生生物・ベクターのサーベイランス
  6. 啓蒙活動

# 第6条 防護地域(続き)

追加、削除

(緊急時について)

- 防護地域のステイタスに変化があったとき、当該ステイタスは関連するリスト疾病の個別章に従って決定される。
- 清浄国又は地域での突然のリスクの上昇などの緊急時には、清浄国又は地域の中に一時的な防護地域を設置する場合がある。このような状況においては、たとえばワクチン接種などの清浄国又は地域の中に設置された防護その地域で実施される措置は、そのような措置が当該防護地域と当該清浄国又は地域の他の領域のステイタスを区別するために必要なものであったとしても、当該清浄国又は地域の他の領域のステイタスに影響しないとすることができる。
- しかし、たとえばワクチン接種など当該措置のいくつかは、当該防護地域と当該清浄国又は地域の他の領域のステイタスを区別するために必要なものである場合がある。

## 第6条 防護地域(続き2) 追加、削除

- 一時的な防護地域は、それが当該清浄国又は地域の他の領域と永続的に区別されるようになるか、又はその設置を終了するかのいずれかの時までの期間を明確にして設置されるものとする。
- 一時的な防護地域において、当該防護地域の設置の際に対象として考慮していた特定の感染又は外寄生が流行した場合に、その発生の少なくとも2潜伏期間前に当該防護地域が設置されたものであれば、当該防護地域以外の他の区域の清浄ステイタスに影響をしない。

# 第7条 封じ込め地域

この部分修正なし

- 封じ込め地域：

清浄国・地域で発生があった場合、他への影響を最小限にするため、全ての発生が当該地域に含まれるよう封じ込め地域を設置。

国際貿易において、物品が封じ込め地域の内部由来か外部由来かを示せるよう管理された汚染地域を指す。
- 封じ込め地域を設置する際には、不測の事態に備え、以下を含む早期対応に基づくこととする。
  1. 疾病疑い通報時の移動制限
  2. 発生が疫学的に関連しており、全てが封じ込められていることを立証する疫学調査
  3. 摘発淘汰等の根絶目的の有効な管理戦略
  4. 封じ込め地域内の感受性動物の同定
  5. 他の区域における受動的標的型サーベイランスの強化
  6. 他の区域へのまん延防止のための、個別疾病章と調和した継続的サーベイランス・バイオセキュリティ・衛生措置（移動制限を含む）

# 第7条 封じ込め地域(続き)

追加、削除

(無病証明期間)

- 効果的設置のためには、以下のいずれかを立証する必要
  - a. 最終症例の破棄後2潜伏期間内に新しい症例がない。
  - b. 封じ込め地域は、汚染地域と防護地域(管理措置開始後、2潜伏期間内に発生が起きていない)により構成される。
- 封じ込め地域の外側の区域の清浄ステイタスは、当該封じ込め地域の効果的設置がなされるまで停止される。当該封じ込め地域が設置されると、当該封じ込め地域の外の区域の清浄ステイタスは回復する。
- 封じ込め地域の清浄復帰に際しては、関連の疾病章に従う。また、それが無い場合は1.4. 6. 章(※清浄化のためのサーベイランスについて規定)に従うものとする。

# 第8条 貿易国による相互認証

追加、削除

- OIEの公的認定ステイタスのある疾病の他については、二国間でお互いにステイタスを認定する場合がある。
- 5.3章(※SPS関連手続きを規定)に従い、陸生コードの勧告による適切な措置が適用されており、輸出国の獣医当局その実施を証明している明示できる場合、輸入国は地域またはコンパートメントの存在を認めるものとする。



# 論点

- 緊急時（突然のリスクの上昇など）に一時的な防護地域を設置し、その中で実施された措置はその他の区域の清浄ステータスに影響を与えないとしているが、受け入れ可能か。
- 緊急時の一時的な防護地域の設置について、発生の少なくとも2潜伏期間前に設置されていれば他の区域の清浄ステータスに影響を与えないとしているが受け入れ可能か。
- 封じ込め地域の無病証明期間は、最終症例の廃棄後の2潜伏期間後で問題はないか。